

弊社は、緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルス感染症が終息し、お客様、従業員の健康と安全が十分に守られる段階に至るまでの間は、下記取り組みを引き続き実施して、感染予防対策の徹底を図る事をお約束致します。

### 「3つの密(密閉・密集・密接)」の防止

- 1.店舗の広さ、商品の配置状況等を勘案し、必要に応じて入場制限(店舗全体)を行う等密集しない状況を確認する。  
\*出来る限り2mを目安に(最低1m)、距離の確保等を実施する。
- 2.お客様への商品説明の際には、お客様と従業員との間の適度な感覚を保持し、密接な状況とならないよう配慮する。  
\*説明ブースはテーブルレイアウト等、出来る限り2mを目安に(最低1m)、席間距離を確保して、対面で座らない等の工夫を行うよう努める。
- 3.施設内、室内の空気循環を励行し、換気を定期的に行う。

### 飛沫感染、接触感染の防止

- 1.従業員はマスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底する。
- 2.無用な大きな声でのあいさつは控える。
- 3.出入口およびトイレ等のドアノブ、手摺り等、お客様、従業員が頻繁に利用し触れる共用箇所について、定期的な消毒を行う。
- 4.トイレ内にあるハンドドライヤーは使用休止とする。
- 5.商談テーブル・椅子、クレジット認証端末は、使用の都度消毒を行う。
- 6.店舗フロア、商談テーブル上の各種説明ツール、筆記具等は小まめに消毒を行う。
- 7.キッズコーナーは使用休止とする。
- 8.展示車両を清潔に保ち、お客様、従業員が触れた場合には常に衛生管理を行う。
- 9.試乗車を利用する場合、試乗中、従業員は後部座席に座り、窓を開けて車内換気を行い、試乗後はハンドル、ドア等車内外の衛生管理を行う。
- 10.下取・買取査定の際には、当該車両の衛生管理を行う。
- 11.店舗外で活動する場合には、必ずマスクを着用する。
- 12.納車・引取時はハンドル、ドア等車内外の衛生管理を行う。

### 従業員の洗浄慣行と飛沫防止対策の徹底

- 1.従業員に対して、始業時、休憩後を含め、こまめな手洗いの実施、咳エチケットの励行等を徹底する。
- 2.従業員が利用可能な手指消毒液等を配置する。
- 3.従業員に対しては、マスクの着用を徹底する。
- 4.ドアノブ、電話、事務機器、洗面所備品、トイレ、ゴミ箱等の共有設備については、定期的  
に消毒を行う。